

佐渡島 木質バイオマスエネルギー 視察&体験エコツアー



佐渡島は豊かな森林資源を保有しており
その森林を管理することで発生する間伐材等
をエネルギーとして活用し、エネルギー資源の
見直しと循環型社会の構築を目指しています。

(写真は全てイメージです)



実施日 6月1~3、8~11、15~18、22~24・29・30日
7月1・2・6~9、13~16、20~22、27~30日
8月3~6、17~20、24~27、31日
9月1~3、7~10、14~17、22~24、28~30日
10月1・2・5~8、12~15、19~22、28・29日
11月2~5、9~12、16~19日

募集人数： **20名様** (最少催行人数15名様)

集合場所：佐渡汽船両津港ターミナル2階・観光情報案内所前 12:45

旅行代金 お一人様 **23,000円**(税込)

旅行代金に含まれるもの

島内貸切バス交通費、レクチャー資料代、ガイド料

宿泊費、2日目昼食代、保険料

お泊りは **国際佐渡観光ホテル八幡館**

旅行行程

【1日目】

両津港出発(13:00) = = = (14:00)相川地区・森林組合職員の案内による間伐現場見
学(15:30) = = = 八幡館(16:00)※到着後、バイオマスボイラーの視察および勉強会

【2日目】

宿(8:30) = = = (9:00)史跡佐渡金山(9:40) = = = (11:00)大佐渡石名天然杉ハイキ
ング(13:15) = = = 両津港(14:00) 到着後解散

お申し込み方法：佐渡観光交流機構までお電話 もしくは裏面の申込書に必要事
項をご記入の上FAXでお送りください。受付後、詳しい内容を記載した書類、旅
行代金のお支払案内をお送りいたします。

お問い合わせ・お申し込み

新潟県知事登録旅行業 第2-342号 国内旅行業務取扱管理者 鈴木恵美

一般社団法人 佐渡観光交流機構

〒952-0014 新潟県佐渡市両津湊353 佐渡汽船ターミナル内

TEL 0259-58-7285 FAX 0259-23-5030

裏面も
ご覧ください

参加申込書

以下の内容で申し込みます。(保険加入のため必ずご記入をお願いいたします)

お名前	フリガナ	ご職業	生年月日
			西暦
	年	月	日
ご住所	〒 -		
電話番号	自宅 ・ 勤務先	携帯電話：	
出発日	月	日	ご同行者のお名前 (ご友人・ご家族と一緒に参加される場合のみ記入ください)
お客様の安全確保のため事前に国内旅行傷害保険(任意)へのご加入をお勧めいたします			※お一人様一枚の申込書が必要になりますので同行者の方も申込書をお送りください。
申し込み先		一般社団法人佐渡観光交流機構 旅行事業部 営業時間：平日8：30～17：30	
		TEL 0259-58-7285 FAX 0259-23-5030	

お申込みに際し、下記の内容を必ずご確認ください

・往路は出発地より乗船場所(新潟港佐渡汽船ターミナル)まで、復路は下船場所(新潟港佐渡汽船ターミナル)より到着地までの往復交通費(運賃・料金)は参加者の自己負担となります。また飲み物代やお土産代などの料金はツアー代金に含まれておりません。
 ・お客様の都合で旅行を取り消される場合、取消料がかかります。またご自身で手配されました集合・解散場所までの交通費等取消料金等もお客様でご負担ください。

【船の欠航について】佐渡汽船就欠航の決定については、原則として出航時刻の60分前となります。就欠航のお問い合わせにつきましては、乗船港に直接お問い合わせください。(新潟港：025-245-5111・インターネット<https://www.sadokisenn.co.jp>)

- 往路便が欠航 乗船予定便が欠航の場合、ツアーキャンセルとなり、ご旅行代金は全額返金となります。
- 復路便が欠航 次のカーフェリーにご乗船いただきます。延泊の必要がある場合、追加の宿泊費・食事代・交通費等はお客様負担となります。
- お客様ご自身の判断により、就欠航未定時の旅行中止については、取消料の対象となります。

旅行条件のご案内(要約)

- 募集型企画旅行契約** (1) この旅行は(一社)佐渡観光交流機構(新潟県佐渡市両津夷384-11新潟県知事登録旅行業第2-342号以下「当機構」)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は下記によるほか、別途お渡りする旅行条件書(全文)、出発前にお渡りする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 旅行のお申込み及び契約成立時期 (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申込みください。(2) 電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- 旅行代金に含まれるもの 旅行代金には、チラシに掲載された交通費・体験費・保険料・諸税等が含まれます。
- 取消料 旅行契約後、お客様の都合によりお取消しになる場合は、次の取消料をお支払いいただきます。

区分	取消料(お一人さま)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	① 21日前までに解除の場合 無料
	① 20日～8日前(日曜りにあつては10日前)に解除の場合 旅行代金の20%
	① 7日～2日前に解除の場合 旅行代金の30%
④旅行開始日前日に解除の場合	旅行代金の40%
⑤旅行開始日当日の解除(⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
備考・取消料の金額は、契約書面に明示します。 ・本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

- 特別補償 当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び見舞金を支払います。
- 旅程保証 旅行日程の重要な変更が行われた場合は旅行業約款(企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、お客様自身の希望により生じる追加代金を除いた金額です。
- 免責補償 次の場合は、当機構で賠償の責は負いません。天災地変、同盟罷業その他不可抗力により生じた損害。盗難、疾病などお客様の故意又は過失によって生じた損害。お客様の法令又は公序良俗に反する行為、運輸、宿泊機関など当社以外の責によって生じた損害。※その他の事項については当社旅行業約款によります。
- 個人情報の取り扱いについて 当社及び受託旅行業者は、ご旅行申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスとの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。
- 旅行条件・旅行代金の基準日 この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレットまたはホームページ等に明示された日付となります。

【旅行企画実施】

一般社団法人佐渡観光交流機構

新潟県知事登録旅行業 第2-342号
 国内旅行業務取扱管理者 鈴木恵美
 952-0011 新潟県佐渡市両津湊353

TEL 0259-58-7285

FAX 0259-23-5030

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。